

II. 事前準備編

3-1. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の概要と実績

（4）被災した住宅の応急修理の対象範囲

【基本的な考え方】

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、応急的に修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

応急修理の箇所や方法等についての基本的な考え方は、以下の通りである。

- ①災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- ②より緊急を要する部分から実施すべきであり、通常、畳や壁紙等の内装の補修は、優先度が低いことから、原則対象外とする。ただし、日常生活に必要欠くことのできない部分の修理に併せて応急的に実施することが必要な修理（以下「道連れ修理」という。）は対象とする。（例：床や外壁の修理と併せて畳や壁紙等の内装の補修が行われる場合、当該床・壁の部分の内装の補修に限り対象とする。）
- ③修理の方法は、代替措置でも可とする。（例：柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設する。）
- ④家電製品は対象外である。

【応急修理の対象範囲と工事内容の例①（戸建住宅の場合）】

部位	具体的な修理内容の例
屋根	<ul style="list-style-type: none">○屋根葺材（瓦、鋼板等）のずれの直し○割れた屋根葺材（瓦、鋼板等）の交換 <p>（屋根の修理に伴う道連れ修理）</p> <ul style="list-style-type: none">・野地板（屋根葺材の下地として垂木の上に張る板）や、野地板の上の防水シートの張替え・雨樋の撤去、再設置
外壁	<ul style="list-style-type: none">○ひび割れ部分へのモルタル、エポキシ樹脂、シーリング材等の充填○破損部分の撤去○破損部分の下地材の交換、外装材の張替え、塗替え○浸水して膨張した断熱材の交換○外壁の内側の破損部分の交換
外部建具	<ul style="list-style-type: none">○壊れた玄関扉やサッシの交換○破損した窓ガラス、窓のカギの交換
構造部材	<ul style="list-style-type: none">○壊れた柱、梁、筋違、部材を緊結する金物の交換○柱、梁の修理が不可能な場合に代替的に合板等を用いて耐力壁を設置 <p>（構造部材の修理に伴う道連れ修理）</p> <ul style="list-style-type: none">・構造部材の交換に伴い必要となる内装仕上材の張替え、塗替え
基礎	<ul style="list-style-type: none">○ひび割れ部分へのモルタル、エポキシ樹脂の充填○欠損部分へのコンクリート増打ち
床	<ul style="list-style-type: none">○壊れた床組（根太、大引等）の交換、金物による緊結○下地（合板等）の交換 <p>（床の修理に伴う道連れ修理）</p> <ul style="list-style-type: none">・床の修理に伴い必要となる床仕上材（フローリング、畳等）の交換
天井	<ul style="list-style-type: none">○日常生活に不可欠な居室、トイレ、浴室、廊下等にて落下した天井部分の留付け、交換 <p>（天井の修理に伴う道連れ修理）</p> <ul style="list-style-type: none">・天井の修理に伴い必要となる天井仕上材の交換

3-1. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の概要と実績

部位	具体的な修理内容の例
浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽の破損部分の部品交換 ○破損した配管の交換
上下水道・ガスの配管	<ul style="list-style-type: none"> ○水漏れ部分やガス漏れ部分の配管の修理、交換 (配管の修理に伴う道連れ修理) ・配管の修理のために剥がした床や壁の下地材、仕上材の交換
電気配線、スイッチ等	<ul style="list-style-type: none"> ○電気配線の修理、交換 ○スイッチやコンセントの交換 (電気配線、スイッチ等の修理に伴う道連れ修理) ・電気配線、スイッチ等の修理のために剥がした床や壁及び当該部分の下地材、仕上材の交換
給湯器、給排気設備	<ul style="list-style-type: none"> ○給湯器、機械換気設備の本体又は部品の交換 ○給気口・換気口の修理・交換 (機械換気設備の修理に伴う道連れ修理) ・機械換気設備の修理のために剥がした床や天井及び当該部分の下地材、仕上材の交換
トイレ、浴室等	<ul style="list-style-type: none"> ○壊れた便器の本体又は部品の交換（元から洗浄機能が付いていた場合における同程度の機能の便器への交換は対象。） ○壊れた浴槽の本体又は部品の交換（元から追い炊き機能が付いていた場合における同程度の機能の浴槽への交換は対象。） (便器、浴槽の修理に伴う道連れ修理) ・便器、浴槽の修理のために剥がした床や壁及び当該部分の仕上材の交換